

木城町長及び木城町議会議員選挙 選挙運動費用公費負担の手引き (自動車・ビラ・ポスター)

木城町選挙管理委員会

はじめに

この手引きは、木城町長選挙及び木城町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスターの作成に係る費用について公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

目 次

1	公費負担制度とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象となる候補者・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	対象となる期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	公費負担の上限額・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	無投票となった場合の取扱い・・・・・・・・	4
6	公費負担を受けるために必要な諸手続	5
	選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）に係る請求フロー	8
	選挙運動用自動車の使用（個別契約：自動車借入）に係る請求フロー	9
	選挙運動用自動車の使用（個別契約：燃料供給）に係る請求フロー	10
	選挙運動用自動車の使用（個別契約：運転手雇用）に係る請求フロー	12
	選挙運動用ビラの作成に係る請求フロー	13
	選挙運動用ポスターの作成に係る請求フロー	15

1 公費負担制度とは

この制度は、木城町長及び木城町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、木城町が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです。

2 対象となる候補者

選挙運動費用の公費負担制度については、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

- ・町長選挙における供託物没収点：有効投票総数÷10
- ・町議会議員選挙における供託物没収点：有効投票総数÷議員定数÷10

3 対象となる期間

選挙運動費用の公費負担制度については、公費負担の対象となる期間は、立候補の届出のあった日から選挙期日の前日まで（最大5日）です。

4 公費負担の上限額

(1) 選挙運動用自動車の使用

区分		公費負担の対象	基準限度額 【上限額】	備考
1 ハイヤー契約 ※1		選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計額（1日について、1 台に限る）	64,500円／日 【322,500円】	1 と 2 の 契 約 は ど ち ら か 一 つ ※2
2 個別契約	ア 自動車の借入	選挙運動用自動車として 使用された各日の料金の 合計額（1日について、1 台に限る）	16,100円／日 【80,500円】	
	イ 燃料の供給	選挙運動自動車に供給し た燃料の料金	7,700円／日 （1日の限度額なし） 【38,500円】	
	ウ 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転 業務に従事した各日につ いて支払う報酬の合計額 （1日について、1人に限 る）	12,500円／日 【62,500円】	

※1 ハイヤー契約とは、一般乗用旅客自動車運送事業者と自動車借入・燃料供給・運転手雇用を一括して契約する方式です。

※2 「ハイヤー契約」と「個別契約」の併用はできません。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選 挙 区 分	公費負担対象（頒布） 枚数の上限	基準限度額 【上限額】
町 長 選 挙	5, 0 0 0 枚	8 円 3 8 銭／枚 【4 1, 9 0 0 円】
町議会議員選挙	1, 6 0 0 枚	8 円 3 8 銭／枚 【1 3, 4 0 8 円】

※単価と枚数のいずれも制限があり、作成単価×作成枚数が上限額以内であれば全額公費負担となるものではありません。

【例 1】町長選挙運動用ビラ 6,000 枚の作成を 42,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $42,000 \text{ 円} \div 6,000 \text{ 枚} = 7 \text{ 円}$ になります。この場合は、作成単価は基準限度額以下ですが、作成枚数が公費負担対象枚数の上限を超えているため、 $7 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 枚} = 35,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 7,000 円は候補者の負担となります。

【例 2】町長選挙運動用ビラ 5,000 枚の作成を 44,000 円で契約した場合

- ・ 1 枚当たりの作成単価は、 $44,000 \text{ 円} \div 5,000 \text{ 枚} = 8 \text{ 円 } 80 \text{ 銭}$ になります。この場合は、作成枚数は公費負担対象枚数の上限以下ですが、作成単価が基準限度額を超えているため、 $8 \text{ 円 } 38 \text{ 銭} \times 5,000 \text{ 枚} = 41,900 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。この額を超える分 2,100 円は候補者の負担となります。

(3) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担対象枚数の上限 (1 未満の端数は切り上げ)	基準限度額 (1 円未満の端数は切り上げ) 【上限額】
ポスター掲示場数×1.2 【40枚】	ポスター掲示場数=A とすると、 (586 円 88 銭×A+54,421 円)÷A ポスター掲示場数が33ヶ所の場合 2,237 円/枚 【89,480 円】

※単価と枚数のいずれも制限があり、作成単価×作成枚数が上限額以内であれば全額公費負担となるものではありません。

【例1】選挙運動用ポスター50枚の作成を120,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、120,000 円÷50 枚=2,400 円になります。この場合は、作成単価が基準限度額を超え、作成枚数も公費負担対象枚数の上限を超えているため、2,237 円×40 枚=89,480 円が公費負担の対象となります。この額を超える分 30,520 円は候補者の負担となります。

【例2】選挙運動用ポスター50枚の作成を100,000円で契約した場合

- ・1枚当たりの作成単価は、100,000 円÷50 枚=2,000 円になります。この場合は、作成単価は基準限度額以下ですが、作成枚数が公費負担対象枚数の上限を超えているため、2,000 円×40 枚=80,000 円が公費負担の対象となります。残りの10枚分 20,000 円は候補者の負担となります。

5 無投票となった場合の取扱い

- ・選挙運動用自動車の使用は、告示日1日分の使用に係る金額が公費負担の対象となります。
- ・選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターの作成については、投票の有無にかかわらず限度額の範囲内の作成費が公費負担の対象となります。

- 注意…「選挙運動用自動車の使用」において、「個別契約」の場合については、「自動車の借入」、「燃料の供給」、「運転手の雇用」それぞれ個別の契約書の写しが必要です。

次の契約については、公費負担の適用を受けようとする場合、確認申請が必要です。

- 5 –

(3) 使用（作成）証明書の提出

業者等と有償契約を締結し、その旨を木城町選挙管理委員会に届出した候補者は、業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に提出（１部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

(4) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、木城町選挙管理委員会が業者等に直接支払います。ただし、当該候補者が供託物を没収される場合は、公費負担の請求はできません。

① 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	ハイヤー契約	①請求書【様式第 1 3 号】 ②請求内訳書【別紙 その 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号の 1】
	自動車借入	①請求書【様式第 1 3 号】 ②請求内訳書【別紙 その 2 の 1】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号の 1】
	個別契約 燃料供給	①請求書【様式第 1 3 号】 ※給油伝票添付（給油日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書【別紙 その 2 の 2】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号の 2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】
	運転手雇用	①請求書【様式第 1 3 号】 ②請求内訳書【別紙 その 2 の 3】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第 1 0 号の 3】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第 1 4 号】 ②請求内訳書【別紙】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 1 1 号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第 1 5 号】 ②請求内訳書【別紙】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 1 2 号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】

② 請求書提出時における注意点

- ・ 支払い方法は「口座振込」で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合は再度提出していただく場合があります。

③ 請求書の提出先

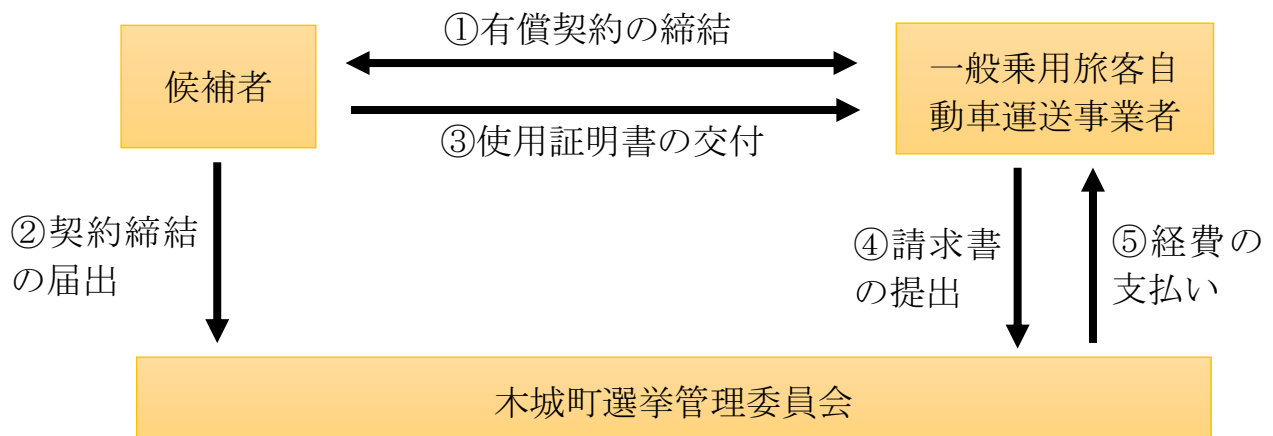
〒884-0101

宮崎県児湯郡木城町大字高城1227番地1

木城町選挙管理委員会事務局（木城町役場総務財政課内）

電話：0983-32-4725

選挙運動用自動車の使用（ハイヤー契約）に係る請求フロー



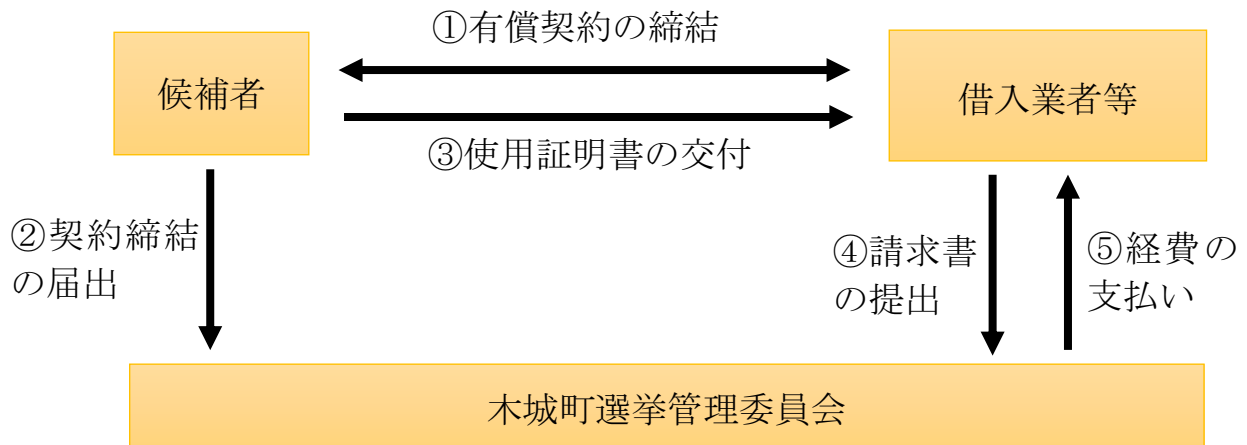
順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車使用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約 書写し
③	使用証明書の交付 (候補者→運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)【様式第10号の1】	
④	請求書の提出 (運送事業者→町選管)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙その1】	③の使用 証明書
⑤	経費の支払い (町長→運送事業者)		

【注意】 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は④の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
はじめ	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号の1】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】	
	請求内訳書【別紙その1】	

選挙運動用自動車の使用(個別契約:自動車借入)に係る請求フロー



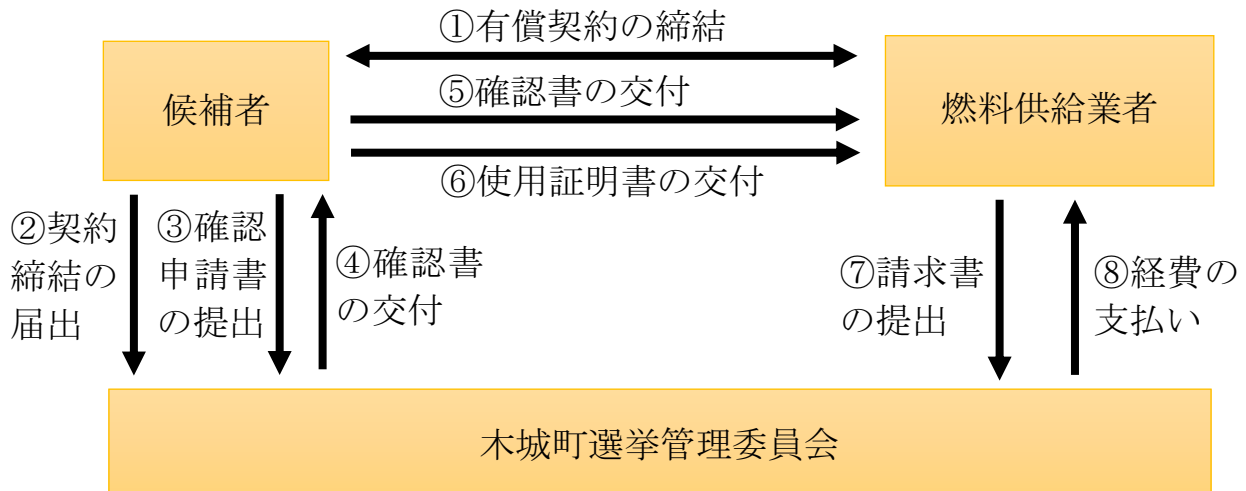
順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車賃貸借契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約 書写し
③	使用証明書の交付 (候補者→借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)【様式第10号の1】	
④	請求書の提出 (借入業者等→町選管)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙その2の1】	③の使用 証明書
⑤	経費の支払い (町長→借入業者等)		

【注意】 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は④の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
はじめ	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第10号の1】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】	
	請求内訳書【別紙その2の1】	

選挙運動用自動車の使用(個別契約:燃料供給)に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約 書写し
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請 書【様式第4号】	
④	確認書の交付【使用量確定後】 (町選管→候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第7号】	
⑤	確認書の交付 (候補者→燃料供給業者)		④の確認 書
⑥	使用証明書の交付 (候補者→燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃 料)【様式第10号の2】	給油伝票 の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者→町選管)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙その2の2】	④の確認 書 ⑥の使用 証明書 給油伝票 の写し
⑧	経費の支払い (町長→燃料供給業者)		

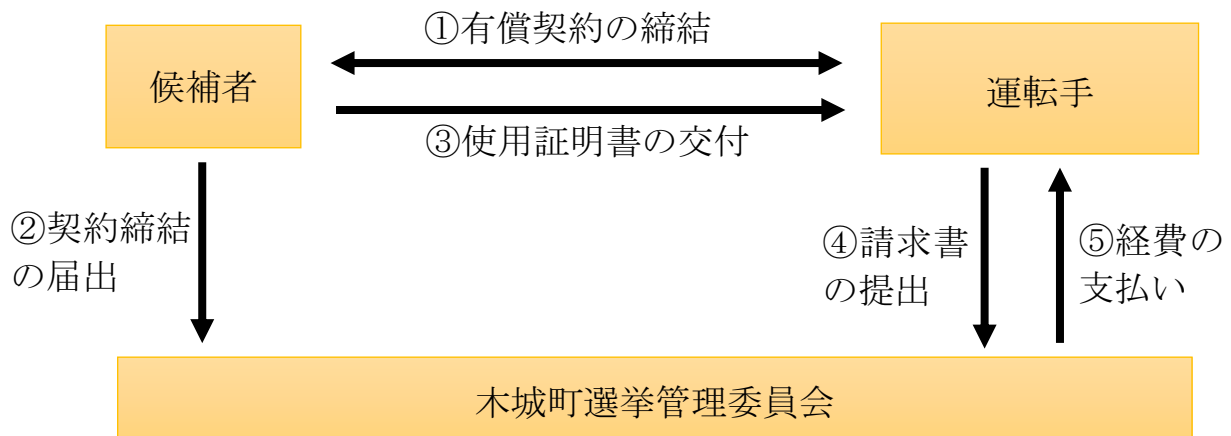
【注意】 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給事業者は⑦の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

選挙運動用自動車の使用(個別契約:燃料供給)に係る請求フロー(続)

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第 1 号】	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第 4 号】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第 7 号】	
	選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第 10 号の 2】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第 13 号】	
	請求内訳書【別紙その 2 の 2】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用(個別契約:運転手雇用)に係る請求フロー



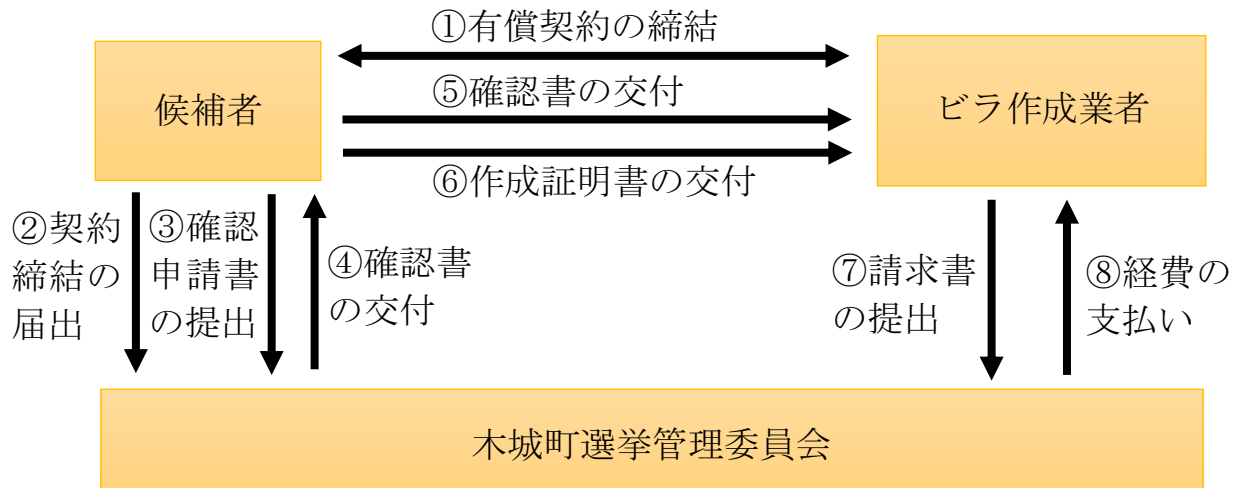
順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号】	①の契約 書写し
③	使用証明書の交付 (候補者→運転手)	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)【様式第10号の3】	
④	請求書の提出 (運転手→町選管)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第13号】 請求内訳書【別紙その2の3】	③の使用 証明書
⑤	経費の支払い (町長→運転手)		

【注意】 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は④の請求書提出(町長への請求)をすることはできません。

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

提出時期	様式名	チェック
あらか じめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車使用契約届出書【様式第1号】	
請求の とき	選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第10号の3】	
	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第13号】	
	請求内訳書【別紙その2の3】	

選挙運動用ビラの作成に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第2号】	①の契約 書写し
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請 書【様式第5号】	
④	確認書の交付【届出日】 (町選管→候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第8号】	
⑤	確認書の交付 (候補者→ビラ作成業者)		④の確認 書
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第11号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者→町選管)	請求書(選挙運動用ビラの作成) 【様式第14号】 請求内訳書【別紙】	④の確認 書 ⑥の作成 証明書
⑧	経費の支払い (町長→ビラ作成業者)		

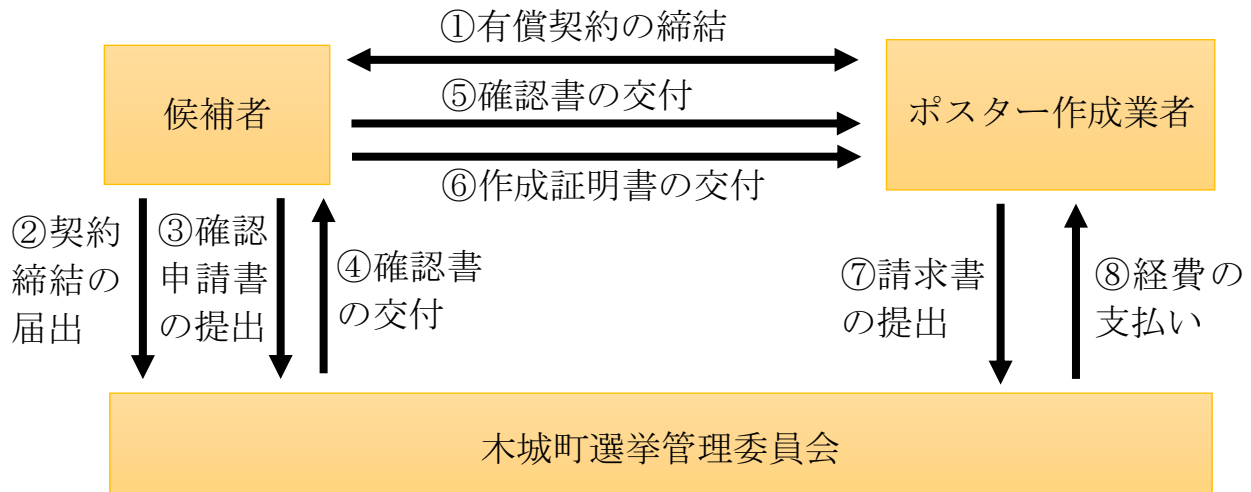
【注意】 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成事業者は⑦の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙運動用ビラの作成に係る請求フロー(続)

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第 2 号】	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第 5 号】	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第 8 号】	
	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第 1 1 号】	
	請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第 1 4 号】	
	請求内訳書【別紙】	

選挙運動用ポスターの作成に係る請求フロー



順序	手続き	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第3号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者→町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】	
④	確認書の交付【届出日】 (町選管→候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】	
⑤	確認書の交付 (候補者→ポスター作成業者)		④の確認書
⑥	作成証明書の交付 (候補者→ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第12号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者→町選管)	請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第15号】 請求内訳書【別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払い (町長→ポスター作成業者)		

【注意】 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成事業者は⑦の請求書提出（町長への請求）をすることはできません。

選挙運動用ポスターの作成に係る請求フロー(続)

選挙管理委員会へ提出が必要な書類チェックシート

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第 3 号】	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第 6 号】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第 9 号】	
	選挙運動用ポスター作成証明書【様式第 1 2 号】	
	請求書(選挙運動用ポスターの作成)【様式第 1 5 号】	
	請求内訳書【別紙】	